

少年法等の一部を改正する法律案要綱

第一 少年法の一部改正

一 いわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査

1 警察官等の調査

- (一) 警察官は、第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができるものとする。 (第六条の二第一項関係)
 - (二) (一)の調査は、事案の真相を明らかにし、もって少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。 (第六条の二第二項関係)
 - (三) 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く。)に調査(3一)の処分を除く。)をさせることができるものとする。 (第六条の二第三項関係)
- 2 呼出し、質問、報告の要求
- (一) 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができるものとする。 (第六条の三第一項関係)
 - (二) 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。 (第六条の三第二項関係)

3 押収、捜索、検証、鑑定嘱託

- (一) 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができるものとする。 (第六条の四第一項関係)
- (二) 刑事訴訟法中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く。)は、(一)の場合に、これを準用するものとする。 (第六条の四第二項関係)

4 警察官の送致等

- (一) 警察官は、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならないものとする。 (第六条の五第一項関係)
 - (1) 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。
 - (2) (1)のほか、第三条第一項第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。
 - (二) 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年に係る事件について、第三条第一項第三号に規定する審判に付すべき事由があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならないものとする。 (第六条の五第二項関係)
- (三) 警察官は、(一)の送致をした事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合にお

いて、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならないものとする。 (第六条の五第三項関係)

(四) 警察官は、(一)又は二により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。 (第六条の五第四項関係)

5 都道府県知事又は児童相談所長の送致

都道府県知事又は児童相談所長は、4(一)(1)に係る部分に限る。 () の送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置をとらなければならないものとする。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでないものとする。 (第六条の六第一項関係)

二 十四歳未満の少年の少年院送致

家庭裁判所は、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができるものとする。 (第二十四条第一項ただし書関係)

三 保護観察中の者に対する措置

1 家庭裁判所は、第三の一、二の申請があつた場合において、保護観察の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しないことの程度が重く、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認

めるときは、決定をもつて、児童自立支援施設若しくは児童養護施設送致又は少年院送致の保護処分をしなければならぬものとする。 (第二十六条の四第一項関係)

2 家庭裁判所は、1により二十歳以上の者に対して少年院送致の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならないものとする。

(第二十六条の四第二項関係)

3 2のほか、1の保護処分に係る事件の手続は、その性質に反しない限り、第二十四条第一項の規定による保護処分に係る事件の手続の例によるものとする。 (第二十六条の四第三項関係)

四 国選付添人制度

1 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて第二十二条の二第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手続に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができるものとする。 (第十二条の三第二項関係)

2 1の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失うものとする。 (第二十二条の三第五項関係)

3 抗告裁判所は、1の事件（家庭裁判所において第十七条第一項第二号の措置がとられたものに限る。）について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができるものとする。 （第三十二条の五第二項関係）

第二 少年院法の一部改正

一 処遇の基本原則

少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならないものとする。 （第一条の二関係）

二 初等少年院及び医療少年院の収容年齢

初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳未満の者を収容し、医療少年院は、心身に著しい故障のある、二十六歳未満の者を収容するものとする。 （第二条第二項及び第五項関係）

三 保護者に対する措置

少年院の長は、必要があると認めるときは、少年である在院者（少年院収容受刑者を除く。）の保護者に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができるものとする。 （第十二条の二関係）

第三 犯罪者予防更生法の一部改正

一 保護観察中の者に対する措置

1 保護観察所の長は、保護観察の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかったと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができるものとする。 (第四十一条の三第一項関係)

2 保護観察所の長は、1の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、第一の三1の決定の申請をすることができるものとする。 (第四十一条の三第二項関係)

二 保護者に対する措置

保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている少年(保護観察の保護処分を受けた者又は少年院仮退院者に限る。)の保護者に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができるものとする。 (第三十六条の二関係)

第四 総合法律支援法の一部改正

日本司法支援センターの行う総合法律支援に関する業務に国の委託に基づく国選付添人の選任に関する業務を含めるものとし、その他これに伴う所要の規定の整備を行うこと。

第五 附 則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、この法律の施行の日が総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前となる場合にお

ける第四の一部は同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から、この法律の施行の日が総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合における第一の四及び第四の一部は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるとともに、關係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条ないし第四条関係）